

香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会設置要領

(設置)

第1条 中山間地域等直接支払制度に関する重要事項について審議するため、香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員8名以内で組織する。
2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任することを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は会務を総理する。
3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。
2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。
4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、農政水産部農村整備課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成12年4月5日から施行する。
この要領は平成15年4月1日から施行する。